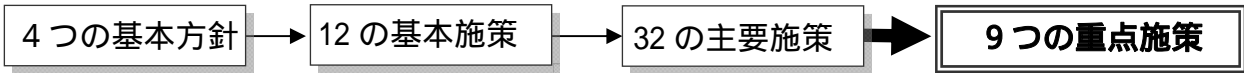


第4章 削減目標の達成に向けた施策

第4章では、本市が実施する温室効果ガス削減の取組を4つの基本方針に基づき整理します。

また、第3章で定める温室効果ガス排出量の削減目標の達成に向け、特に重点的に取り組む主要施策を抽出し、重点施策として整理します。



4-1 各主体の役割

温室効果ガス削減目標を達成し、低炭素社会を実現するために、市民・事業者・市の各主体がそれぞれの役割を自覚し、自ら率先して行動するとともに、相互に連携・協力して取り組みます。

(1) 市民の役割

- 市民一人ひとりが家庭や日常生活のエネルギー消費や温室効果ガス排出の状況を正しく把握し、それぞれのライフスタイルにあった省資源・省エネルギー行動を実践します。
- 地域や市民団体等が行う地球温暖化防止活動に積極的に参加します。

(2) 事業者の役割

- 事業者は、事業活動が地球環境や社会に及ぼす影響を十分認識した上で、CSR（企業の社会的責任）を意識した環境配慮行動に努めます。
- 製造、流通、使用・消費、リサイクル、廃棄等の事業活動全ての過程を通じて、温室効果ガス排出量の削減を図ります。
- 市民団体等が行う地球温暖化防止活動を支援・協力するなど、地域における企業の社会的役割を果たします。

(3) 行政の役割

- 市民や事業者が、地球温暖化防止の取組を進めるために必要な仕組や環境づくりを行うとともに、意識啓発や情報提供を通じて、地球温暖化対策を推進します。
- 本市の自然的社会的特性を踏まえ、地域特性を活かした効果的な取組を関係機関や各主体と連携・協力して進めます。
- 地域の一事業者としての立場から、率先して環境負荷の低減に努めます。

次ページ以降に行政の役割に基づく市の行政施策や重点施策を示します。

また重点施策では市の取組と市民や事業者に期待する取組について整理しています。

4 - 2 施策の体系

市民・事業者と市が連携しながら、以下の4つの基本方針の下で、各主要施策を進めていきます。

【基本方針1】 省エネ・創エネを目指します

地球温暖化対策としては、エネルギーを利用する電気機器、自動車などをエネルギー効率の高いものに転換することにより、エネルギー消費量を削減していくことが効果的です。このため、街路灯などのLED化、電気自動車の普及などを積極的に進めます。また、太陽光発電機器など、エネルギーを創る設備の導入を拡大します。

【基本方針2】 経済との両立を目指します

環境に配慮した取組は事業者にとって負担となる場合もありますが、経済との両立を図ることによって、持続可能な取組が可能となります。このため、環境配慮に関する様々な情報提供やインセンティブの検討、さらに環境・エネルギー分野の産業育成などを通じて、地域経済の活性化を図りつつ、事業者の環境への取組を促します。

【基本方針3】 市民・事業者の意識向上を図ります

二酸化炭素の排出抑制のためには、あらゆる市民や事業者が、日ごろの暮らしや事業活動の中でできるところから取組を広げていくことが重要です。このため、環境教育やリーダーの養成を進めるとともに、地産地消、ごみ減量といった市民生活・事業活動に直結した取組を推進します。

【基本方針4】 環境負荷の少ない都市整備を進めます

建物や交通、緑化など、都市構造によって、環境への負荷は大きく異なってきます。省エネ性能の優れた建物を普及し、公共交通や自転車を主とした交通体系を構築し、積極的に都市緑化を進めるなど、低炭素都市の基盤となる環境負荷の少ない都市整備を進めます。

【基本方針 1】 省エネ・創エネを目指します

< 基本施策 >

< 主要施策 >

- | | |
|----------------------|---|
| 1.1 革新的な省エネルギー技術の導入 | (1) LEDの導入促進【重点施策 1】
(2) 家庭や事業所への省エネ型設備・機器の導入促進 |
| 1.2 環境負荷の少ない自動車利用の促進 | (1) 「E-KIZUNA Project」の推進【重点施策 2】
(2) トラック・バスへの次世代自動車普及の推進
(3) 市民に対するエコドライブの推進
(4) 事業者に対するエコドライブの推進 |
| 1.3 再生可能エネルギーの利用促進 | (1) 太陽エネルギーの導入促進【重点施策 3】
(2) 防災機能強化に向けた再生可能エネルギー導入の促進【重点施策 4】
(3) 再生可能・未利用エネルギーの利用促進
(4) 都市間連携による取組の促進 |

【基本方針 2】 経済との両立を目指します

- | | |
|---------------------|---|
| 2.1 環境に配慮した事業活動の促進 | (1) 中小事業者の総合的な支援体制の整備・充実【重点施策 5】 |
| 2.2 環境・エネルギー分野の産業振興 | (1) 環境・エネルギー分野の技術開発の推進
(2) 環境・エネルギー分野への企業参入の促進 |

【基本方針 3】 市民・事業者の意識向上を図ります

- | | |
|----------------|--|
| 3.1 主体的な行動の促進 | (1) エネルギー量や二酸化炭素排出量の見える化【重点施策 6】
(2) 市役所の率先行動
(3) 取組意欲の向上を図る仕組づくり
(4) 意識啓発の推進 |
| 3.2 環境教育・学習の推進 | (1) 環境教育・学習の推進
(2) リーダーや指導者の養成 |
| 3.3 エコライフの推進 | (1) ライフスタイルの転換
(2) 地産地消の推進 |
| 3.4 ごみ減量化の推進 | (1) ごみの発生抑制
(2) 廃プラスチック焼却量の削減 |

【基本方針 4】 環境負荷の少ない都市整備を進めます

- | | |
|---------------------|---|
| 4.1 環境負荷の少ない都市構造の実現 | (1) 環境未来都市の実現【重点施策 7】
(2) 持続可能なまちづくりの推進
(3) 住宅・オフィスの省エネルギー化の促進【重点施策 8】 |
| 4.2 環境負荷の少ない交通体系の構築 | (1) 環境負荷の少ない移動手段の選択に向けた意識啓発の推進
(2) 自転車利用の促進
(3) 公共交通機関の利用促進
(4) 環境にやさしい物流システムの推進 |
| 4.3 都市の熱環境改善 | (1) 公園・緑地の保全・整備
(2) 市街地の緑化の推進 |

【重点施策 9】

4 - 3 施策の展開

【基本方針 1】 省エネ・創エネを目指します

基本施策 1.1 革新的な省エネルギー技術の導入

全国的な人口減少が懸念される中、本市は現在も人口増加を続けています。これに伴い、オフィスや住宅の更なる増加も予想されるため、民生部門（家庭・業務）の省エネ対策としてLED照明やヒートポンプ、燃料電池等に代表される省エネ・高効率型機器の導入を促進します。また、有機ELなど次世代の省エネルギー技術について活用を検討していきます。

本市は、市有施設において率先して導入するとともに、市民や事業者に対しても経済的負担を考慮しつつ、普及拡大に努めます。

主要施策（1）LEDの導入促進 【重点施策1】

（ア）市有施設におけるLED照明等省エネ機器の導入推進

学校や公園を含む市有施設において、LED照明等の省エネ機器の導入を推進します。

（イ）街路灯のLED化促進

市が設置する街路灯を対象に、LED化を推進します。

（ウ）商店街の街路灯のLED化促進

商店街が行うLED街路灯の新設、既存の街路灯のLED化（ランプ交換、灯具等の改修）について補助をします。



さいたま新都心駅東西自由通路のLED化事業



関連する市民・事業者の行動 104 ページ参照

商店街街路灯のLED化
（大和田銀座商店会） ▶

主要施策（2）家庭や事業所への省エネ型設備・機器の導入促進

（ア）家庭への省エネルギー型設備・機器の導入促進

「スマートホーム推進・創って減らす」機器設置補助金の活用を通じて、家庭における各種省エネルギー型設備・機器の導入を促進します。

（イ）ヒートポンプ技術の利用促進

情報提供等を通じて、家庭や事業所・工場、農業ハウス等における地中熱や地下水を利用したヒートポンプ技術の利用を促進します。

関連する市民・事業者の行動 103 ページ参照

基本施策 1.2 環境負荷の少ない自動車利用の促進

本市では他の自治体に先駆け、低炭素社会の実現を目指し、電気自動車普及施策である「E-KIZUNA Project」を推進しています。

トラックやバス等への次世代自動車の導入を進めるとともに、燃費改善による省エネ効果だけでなく、大気汚染物質の排出削減（環境にやさしい）、燃料代の節約（家計にやさしい）、安全運転につながる（人にやさしい）という様々なメリットを持つエコドライブを普及推進します。

主要施策（１）「E-KIZUNA Project」の推進 【重点施策 2】

(ア) 公共施設・商業施設等の充電施設の整備

充電セーフティネットの構築を推進するため、商業施設等民間企業による充電施設の整備を働きかけます。また、充電施設の整備や運営に係るコストの負担軽減について、県内外の自治体や事業者と連携して推進します。



(イ) 電気自動車用充電施設整備補助制度

一般の電気自動車ユーザーに開放することなどを条件に、電気自動車用充電施設を整備する方に対して補助金を交付します。

(ウ) 広域的な都市間ネットワークの構築

E-KIZUNAサミットに参画した各自治体と連携して、充電施設の「都市間ネットワーク」を構築し、電気自動車を安心して、快適に使用できる低炭素社会を実現します。また、関係する事業者との連携により実証実験を行うなど、充電インフラネットワークの整備等を推進します。



E-KIZUNAサミット

(エ) 電気自動車普及促進対策補助制度

電気自動車を導入する事業者や個人に対して補助金を交付します。

(オ) EVカーシェアリングの推進

電気自動車の需要創出のため、市民・事業者を対象に公用車を活用した官民共同のEVカーシェアリングなどを推進します。



EVカーシェアリング

(カ) 事業用自動車への電気自動車導入促進・公用車への電気自動車の率先導入

自動車を使用する事業者を対象に、電気自動車の導入を働きかけます。（タクシー等）また、公用車について、電気自動車を積極的に導入していきます。

関連する市民・事業者の行動 102～103,111 ページ参照

主要施策（２）トラック・バスへの次世代自動車普及の推進

（ア）低公害車普及促進対策補助事業の推進

市内に活動の本拠を置く事業者が使用する車両について、天然ガス自動車、ハイブリッドバス・トラックへの導入に対し、補助金を交付します。

（イ）グリーン配送の推進

事業者に対し、環境負荷の少ない自動車の使用を求めるグリーン配送について、九都県市のガイドライン等に基づき推進することにより、市外から市内へ流入するトラック等への次世代自動車の普及を進めます。

（ウ）コミュニティバスへの次世代自動車導入の推進

市がコミュニティバスを導入する際は環境に配慮した車両を導入します。

関連する市民・事業者の行動 98 ページ参照

主要施策（３）市民に対するエコドライブの推進

（ア）エコドライブの普及啓発

市民にエコドライブを普及するため、各種啓発イベントの実施や、運転免許更新者などを対象とした普及啓発を推進します。

（イ）エコドライブトレーニング等の実施

市民が、エコドライブによる燃費改善効果を体感する場として、エコドライブトレーニング等を開催します。

（ウ）自動車教習所におけるエコドライブ講座の実施促進

エコドライブを普及させるため、自動車教習所にエコドライブ講座等の実施を働きかけます。

（エ）自動車の販売業者と連携したエコドライブの普及

自動車の販売業者と連携し、自動車の購入や買い替えをする運転者に対してエコドライブの普及を進めます。

関連する市民・事業者の行動 99～100 ページ参照

主要施策（４）事業者に対するエコドライブの推進

（ア）エコドライブセミナーの実施

自動車を使用する企業等による組織的なエコドライブを促進するため、企業等の経営者やCSR担当者を対象としたセミナーを開催します。

（イ）エコドライブ活動企業への支援

エコドライブに積極的に取り組む市内事業者をホームページで紹介するなど、エコドライブ活動企業へ支援を行います。

関連する市民・事業者の行動 99～100 ページ参照

基本施策 1.3 再生可能エネルギーの利用促進

東日本大震災以降エネルギー需給に関するリスクマネジメントの必要性が増しているため、再生可能エネルギー固定価格買取制度の開始などを契機とし、本市の特性や強みを活かした再生可能エネルギーの積極的な利用促進を図ります。

特に太陽光発電については、恵まれた気象条件（長い日照時間、全国トップクラスの快晴日数等）、内陸部に位置する地理的制約等を踏まえ、本市に適した再生可能エネルギーとして積極的に導入拡大を図ります。

主要施策（１）太陽エネルギーの導入促進 【重点施策 3】

（ア）市有施設への率先導入

市有施設への太陽光発電設備の設置を推進します。
また、屋根貸し制度などによる初期費用負担を抑える事業手法を検討します。



太陽光発電システム
（大宮武道館 32kW、H22 導入）

（イ）家庭の初期投資負担を軽減する仕組の検討

太陽光発電設備＋太陽熱利用システムの一括購入や補助金制度など、家庭の初期投資負担を軽減する仕組を検討することで、住宅への太陽エネルギーの更なる導入拡大を図ります。

（ウ）市民出資による太陽光発電所の設置促進

市民やNPO、市民団体等が共同で出資して太陽光発電設備等の発電施設を設置する市民参加型の共同発電事業に対する支援を検討します。

（エ）再生可能エネルギー等の導入・利用に関する相談窓口の設置

太陽エネルギーを中心とした再生可能エネルギーや未利用エネルギーの導入・利用に際して気軽に相談できる窓口の設置及び対応範囲の拡大・充実を図ります。

（オ）開発に際しての太陽光発電の導入誘導

市街地開発事業に際し、太陽光エネルギーシステムの導入を検討します。

（カ）市有地を活用した大規模太陽光発電所の検討

市が所有する遊休地等を活用したメガワットソーラー等大規模太陽光発電所の建設について、その事業化手法を含めて検討します。

関連する市民・事業者の行動 105～106 ページ参照

主要施策（２）防災機能強化に向けた再生可能エネルギー導入の促進 【重点施策４】

（ア）災害時の自立性確保に向けた蓄電設備を含む太陽光発電等の導入推進

災害時の防災・避難拠点となる小・中学校を中心とした市有施設に、災害時のエネルギーセキュリティを確保するために再生可能エネルギー（主に太陽光発電）、省エネルギー・高効率機器、蓄電設備等の総合的な導入について検討します。

（イ）公民館施設リフレッシュ事業

老朽化した公民館の大規模改修にあわせて、屋上・外壁に遮熱塗料の塗布や太陽光パネル等の設置を進めるとともに、老朽化した空調機器を省エネルギーのものに更新することで環境負荷の少ない公民館整備を行います。

（ウ）民間商業施設との協定によるエネルギーセキュリティの強化

災害時に電力供給を行う仕組として、コンビニエンスストア等の民間商業施設と協定を結び、商業施設への太陽光発電設備の導入を進めます。民間商業施設の太陽光発電設備設置に対し市が補助を実施するかわりに、災害時は太陽光発電電力を近隣の市民や帰宅困難者が使用できるよう事業者と市が連携した取組を進めます。

主要施策（３）再生可能・未利用エネルギーの利用促進

（ア）小水力発電の実施

上水道施設等の既存の水利用設備のポンプ水圧・流量を利用した小水力発電を実施します。



水道を利用した水力発電の仕組（大宮配水場）

（イ）ごみ焼却余熱の有効利用の推進

環境センターにおいてごみ焼却時に発生する余熱を利用した発電、給湯、冷暖房、隣接する温浴施設への熱源供給等を継続して行います。

（ウ）エネルギーの面的利用の促進

都心や副都心のようにエネルギー需要が大きい地区で市街地開発事業が行われる際は、あらかじめ計画段階からエネルギー機器の位置、熱導管や電力線の位置を検討しておくよう誘導することで、建物間や街区単位における熱や電気の融通を促進します。

（エ）未利用エネルギーの利用促進

市内の大規模事業所等における工場排熱や下水熱などの未利用エネルギーの利活用を促進します。

主要施策（４）都市間連携による取組の促進

（ア）都市間連携による再生可能エネルギーの導入促進

大規模な再生可能エネルギー施設を建設する土地が十分でない本市の土地利用状況を踏まえ、友好関係にある都市との協定締結などによる、他都市の土地を利用した再生可能エネルギーの導入拡大方策について検討します。

（イ）カーボンオフセットを活用した都市間交流による森林整備の取組促進

二酸化炭素吸収源となる森林地域を有する都市との交流・連携による森林保全活動をするかわりに、市内で排出した二酸化炭素を削減したとみなすカーボンオフセット事業について検討します。

関連する市民・事業者の行動 110 ページ参照

【基本方針 2】 経済との両立を目指します

基本施策 2.1 環境に配慮した事業活動の促進

本市の事業所の約 8 割を占める商業・サービス業等の第三次産業における主体的な取組を推進し、増加が顕著な民生業務部門の温室効果ガス排出抑制を図ります。関係機関と連携し、特に市内事業所の大半を占める中小事業所に対する支援策の充実を図ります。

さらに、事業活動における CSR(企業の社会的責任)としての地球温暖化対策を推進するよう、事業者にも率先して取組を進めます。

主要施策(1) 中小事業者の総合的な支援体制の整備・充実 【重点施策 5】

(ア) 相談体制や研修機会の充実

個々の産業や企業の実情に応じた環境負荷の少ない事業活動が行われるよう、相談体制や研修機会の充実を図ります。

(イ) 環境負荷低減計画制度の適切な運用

一定規模以上の事業者には温室効果ガス排出量を含む環境負荷の現況報告及び環境負荷低減計画の提出を求める「環境負荷低減計画制度」の運用を通じて、事業活動における点検と改善を通じた環境経営を促します。

(ウ) さいたま市 CSR チャレンジ企業認証制度の創設

省エネ・省資源等の環境配慮も含め、市内中小企業等による CSR を意識した企業経営の実現を図るため、平成 24 年度から「さいたま市 CSR チャレンジ企業認証制度」を創設しました。また、先行事例の紹介やセミナー等を実施します。

(エ) 経済的なインセンティブの検討

公共事業における環境マネジメントシステムに取り組む企業の加点評価制度など、関係機関と連携し中小事業者の努力が経済的なインセンティブに繋がる持続可能な仕組みを検討します。また、太陽光発電設備の設置や省エネルギー設備への更新など、積極的に地球温暖化対策に取り組む市内事業者には、必要な資金を長期かつ低金利で融資する制度を検討します。

(オ) 環境マネジメントシステム(EMS)の普及促進

さいたま商工会議所やさいたま市産業創造財団等の関係機関と連携し、講習会の開催や情報提供、アドバイザーの紹介等を通じて、中小事業者に対して ISO やエコアクション 21 等の環境マネジメントシステム(EMS)の普及を促進します。

(カ) 国内クレジット制度等の活用促進

平成 25 年度より開始予定の新たな国内クレジット制度の取組促進に向け、関係機関と連携し情報提供や先進事例の紹介などを行います。

関連する市民・事業者の行動 101 ページ参照

基本施策 2.2 環境・エネルギー分野の産業振興

スマートグリッドや次世代自動車等の次世代エネルギー技術をはじめとした、高度な環境技術の研究開発や製造品の供給などにおいて、市内の大学や企業が主導的な役割を果たせるよう、産学の連携による共同研究の推進及び中小企業やベンチャー企業の環境・エネルギー分野への進出を支援・促進します。

主要施策（１）環境・エネルギー分野の技術開発の推進

（ア）産学連携による研究開発支援と事業化の促進

市内企業と大学等との研究機関とのマッチングにより、環境・エネルギー分野に関する新技術・新製品の研究開発を支援するとともに、研究開発成果の事業化を促進します。

主要施策（２）環境・エネルギー分野への企業参入の促進

（ア）中小企業の環境・エネルギー分野等への進出に対する支援

中小企業の環境・エネルギー分野等への新規事業参入にあたり、様々な支援機関との連携により、技術開発、経営指導、人材育成等の総合的支援を提供します。

（イ）ベンチャービジネス支援事業

さいたま市産業創造財団を中心に、出張相談、アドバイザー派遣事業、各種セミナー、さいたま市ニュービジネス大賞事業の支援内容の充実を図りながら、環境・エネルギー分野等における新規性・独自性のあるビジネスプランを支援します。

【基本方針 3】 市民・事業者の意識向上を図ります

基本施策 3.1 主体的な行動の促進

本市の温室効果ガス排出量の中でも、特に増加が顕著な民生部門（家庭・業務）における実効的な取組の促進手法の一つとして、エネルギー量や二酸化炭素排出量の「見える化」を日常生活の様々な場面において検討します。市民や事業者が二酸化炭素の排出状況や削減努力の成果を定量的に把握することで、二酸化炭素削減のさらなる促進につなげます。

また、大規模な温室効果ガス発生源のない本市では、市民一人ひとりの小さな取組の積み重ねが非常に重要となるため、取組意欲向上の仕組づくりを推進します。

主要施策（1）エネルギー量や二酸化炭素排出量の見える化 【重点施策 6】

（ア）省エネナビモニターの拡大

省エネナビのモニター制度を通じて、生活の中で消費しているエネルギー使用状況を「見える化」し、省エネルギーの取組意欲の向上を図ります。



（イ）スマートメーターやHEMS等の導入促進

省エネナビ ▶

情報提供等を通じ、スマートメーター（次世代電力計）や家電の電力使用を集中管理する「HEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）」、事務所等の照明や空調の最適運転を行う「BEMS（ビルエネルギーマネジメントシステム）」の導入を促進します。

（ウ）環境家計簿の取組促進

家庭におけるエネルギー消費や二酸化炭素排出状況を把握し、省エネ行動等に繋げることを目的として、環境家計簿の取組を促します。

関連する市民・事業者の行動 97,108 ページ参照

主要施策（2）市役所の率先行動

（ア）グリーン購入の推進

グリーン購入とは環境への負荷ができるだけ小さい製品やサービスを優先して購入することです。市役所は物品の調達等にあたり、グリーン購入を推進します。

（イ）グリーン契約の方針策定と推進

グリーン契約とは製品やサービスを調達する際に環境への負荷ができるだけ少なくなるよう、工夫をした契約をいいます。電力や公用車等の調達、庁舎の維持・修繕等、グリーン契約に関する方針を策定し、庁内でグリーン契約を推進します。

（ウ）環境マネジメントシステム（EMS）の取組

環境施設において、環境マネジメントシステムを推進し、環境に対する負荷軽減活動を自主的、積極的、継続的に行います。

(工) 節電、電力需給対策の推進

夏季・冬季の電力需給対策において、市は「さいたま市節電・エネルギー対策に関する基本方針」に基づき、国や関係機関からの節電への協力要請に対して積極的に対応するとともに、市民・事業者に対しても節電への協力を求めます。



節電を呼びかける横断幕
(市役所本庁舎)

(オ) 市役所職員の率先行動

「さいたま市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」に基づき、市役所職員は日常業務において温室効果ガスの排出抑制に率先して取り組みます。

(カ) 環境配慮型公共施設の整備促進

市有施設の改修・更新(建替え)に合わせて、再生可能エネルギーや高効率な設備機器、エネルギー管理システム等を導入し、省エネルギーに配慮した設計や運用ができるよう定めた環境配慮型施設の整備方針を策定し活用します。

主要施策(3) 取組意欲の向上を図る仕組づくり

(ア) 補助・支援制度の情報提供

市民や事業者が活用可能な国・県・市等の地球温暖化対策に関連する補助・支援制度の情報を集約し、分かりやすく提供します。

(イ) 顕彰の実施

地球温暖化防止等に地域で積極的に取り組む事業者、団体等を表彰します。

(ウ) 市民団体との連携の推進

地球温暖化防止活動に取り組む市民団体等との連携・協働による取組の促進を図ります。

主要施策(4) 意識啓発の推進

(ア) Jリーグチームとのコラボレーションによる意識啓発

サッカーの盛んな本市の特性を活かし、市内Jリーグチームとのコラボレーション等による地球温暖化対策や節電・省エネ対策等の意識啓発事業を実施します。

競技場内における
節電キャンペーン(H23.6)▶



(イ) 啓発イベントの実施

環境フォーラムやエコライフDAY、地球温暖化防止キャンペーンなどイベントの充実を図り、市民・事業者の意識啓発を推進します。

関連する市民・事業者の行動 111～112 ページ参照

基本施策 3.2 環境教育・学習の推進

市民一人ひとりが環境に関心を持ち、考え、環境に配慮した行動をできるようにするため、幅広い世代を対象に、環境教育・環境学習を推進します。

また、講習会や教職員研修等を通じて、環境保全活動や環境学習等のリーダーとなり得る人材の育成・発掘に努めます。

主要施策（１）環境教育・学習の推進

（ア）環境教育の推進

環境白書の作成・HP掲載、環境保全標語・ポスター作品コンクール、こどもエコクラブへの支援など、環境教育を推進するため、市内の環境施設、事業者、学校等と連携して取り組みます。

また、小・中学校においては、「さいたま市の学校における環境教育基本計画」に基づき、取り組みます。

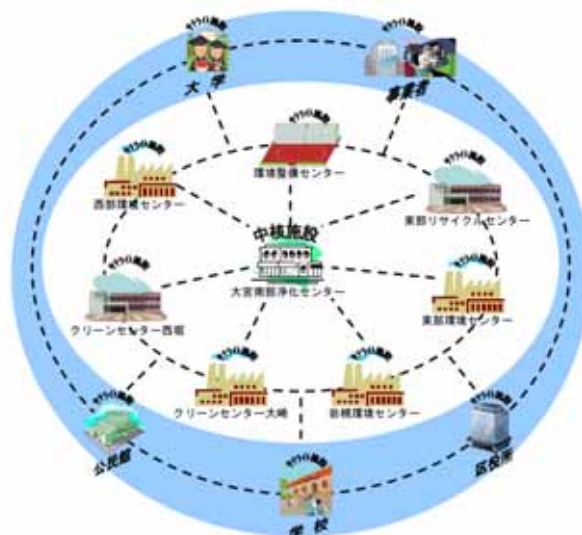
（イ）環境学習の推進

既存の環境施設などを活用した「ネットワーク型環境教育拠点施設 @さいたまCITY」への参加を呼びかけ、環境学習の場、環境情報の収集及び提供の場、地域の活動及び交流の場としての機能と内容を拡充します。

（ウ）「さいたま市出前講座」の推進

本市では市内の自治会やサークル、企業等の要望を受けて、市の施策や事業等について職員が出張して講義をす

る「出前講座」を実施しています。家庭でできる地球温暖化対策やエコドライブの推進などの講座を積極的に実施し、市民・事業者の地球温暖化対策の意識啓発を図ります。



ネットワーク型環境教育拠点施設
@さいたまCITY イメージ図

主要施策（２）リーダーや指導者の養成

（ア）地域リーダー講習会

教員、地域、企業、団体等のリーダーを対象に、環境保全や地球温暖化防止をテーマとした講座を開催し、環境学習や環境保全活動の指導者を養成します。

（イ）教職員研修の実施

市立の幼稚園、小・中・高・特別支援学校の教員を対象に、環境教育の推進に対する意識向上及び指導力向上をねらいとして研修会を行います。

基本施策 3.3 エコライフの推進

市民一人ひとりが環境負荷の少ない日常生活（エコライフ）を送るため、深夜化するライフスタイルの見直しや地産地消の取組を推進します。

主要施策（１）ライフスタイルの転換

（ア）深夜営業活動の抑制

深夜の不要なネオンサイン、自動販売機のライトダウン等について、地域住民や事業者等と連携して取り組みます。

（イ）家族で一家団らんの推進、朝型生活への転換促進

家庭における無駄な電力の削減を目的として、一家団らんの習慣の定着に向けた取組を推進します。また、早寝早起きの励行による深夜電力消費の抑制、健全なライフスタイルの実現をねらいとして、朝型生活への転換を促す市民運動を推進します。

関連する市民・事業者の行動 97 ページ参照

主要施策（２）地産地消の推進

（ア）市内農産物の消費活性化

安全・安心な農産物を供給し、市内農産物の消費を活性化するため、特別栽培農産物（減化学肥料・減農薬使用の農産物）の生産、生産者のエコファーマーへの転換を促進し、輸送によるエネルギーを削減します。また、市内の特色ある農産物を原料とした加工品を開発し、市のブランドとして推進します。

（イ）学校給食における地場産品の使用促進

地場農産物の地元消費拡大及び食の重要性や農業への理解を深めるため、市内小中学校の学校給食等において、地場産品の活用を推進します。

関連する市民・事業者の行動 109～110 ページ参照

基本施策 3.4 ごみ減量化の推進

本市の温室効果ガス総排出量に占める廃棄物からの温室効果ガス排出量の占める割合は少ないですが、ごみの減量化は、市民や事業者が最も取り組みやすい地球温暖化対策のひとつです。二酸化炭素削減の観点から、特に容器包装プラスチックごみの発生抑制に向け、市民や事業者と連携・協働して取り組みます。

主要施策（１）ごみの発生抑制

（ア）生ごみの水切りの徹底

「もえるごみ」の約４割を占めている「生ごみ」の８割が水分であることから、水切りによるごみ減量効果や必要性について広く周知・啓発します。

（イ）資源物の分別徹底

分別品目になっている「その他の紙（雑紙）」の「もえるごみ」への混入率の減少、回収率の向上に努めます。

主要施策（２）廃プラスチック焼却量の削減

（ア）食品包装プラスチックの分別回収の徹底

分別品目になっている「食品包装プラスチック」の「もえるごみ」への混入率の減少、回収率の向上に努めます。

（イ）容器包装発生抑制の広域的な取組

循環型社会の構築を目指し、九都県市域内の住民等に対し、３Ｒの重要性を周知するため、マイボトルの使用促進などの普及活動を実施します。

関連する市民・事業者の行動 101 ページ参照

【基本方針 4】環境負荷の少ない都市整備を進めます

基本施策 4.1 環境負荷の少ない都市構造の実現

本市の人口集中地区(DID)は主に鉄道駅周辺を中心に形成されていますが、人口の増加、自動車の普及に伴い、DID面積・人口は共に増加を続けています。

このような市街地の拡大傾向は、インフラの整備・維持、自動車利用に伴うエネルギー消費の増大に繋がることから、環境負荷の少ない持続可能な集約型都市構造を目指してまちづくりの推進・誘導を図ります。

主要施策(1) 環境未来都市の実現 【重点施策 7】

(ア) スマートホーム・コミュニティの普及

太陽光発電や燃料電池等の設置と電気自動車を活用した蓄電の組合せにより、エネルギーを効率的に使用するスマートホームの普及を促進します。また、エネルギーマネジメントシステムにより、地域で創ったエネルギーを地域で共有する仕組みや、電気自動車を活用した電力輸送ネットワークを構築し、エネルギーセキュリティの確立を図ります。

(イ) ハイパーエネルギーステーションの普及

ガソリン、軽油、天然ガス、電気を災害時も含めて供給できるハイパーエネルギーステーションと、さらに水素も供給できるハイパーエネルギーステーションを整備します。

(ウ) 低炭素型パーソナルモビリティの普及

中・近距離の移動について自動車利用による環境負荷を減らすため、環境にやさしく、誰もが自由に移動でき、安全で利便性にすぐれた低炭素型パーソナルモビリティの普及を図ります。



低炭素型パーソナルモビリティの一例

主要施策(2) 持続可能なまちづくりの推進

(ア) 集約型都市構造を目指したまちづくりの推進・誘導

低炭素化に寄与する南北の鉄道を軸とした集約型都市構造を目指し、まちづくりを推進・誘導していきます。

(ア) E S C O事業の推進

コストをかけずに省エネルギー機器やシステムの導入等によって、既設の工場やビルの省エネルギーを実現するE S C O事業の効果を周知するなどして、公共施設や事業所において取組を促進します。



平成20年度にE S C O改修工事を実施したさいたま市文化センター

(イ) 長期優良住宅等の普及促進

長期優良住宅建築等計画や低炭素建築物新築等計画の認定及び省エネ法に基づく省エネ措置等を通じて、環境性能に優れた建築物や世代を超えて引き継ぐことができる長寿命で質の高い住宅の普及を図ります。

(ウ) 省エネ改修等に対するインセンティブの付与

住宅の高断熱化などの省エネ改修工事を実施した既存住宅や省エネルギーに配慮した新築住宅について、認定制度を設立し、インセンティブ付与を検討します。

(エ) 緑のカーテンの普及推進

身近な緑を増やすほか、直射日光の進入による室内気温の上昇を緩和する効果のある緑のカーテンを、学校や公共施設、一般家庭において推進します。

市役所本庁舎の緑のカーテン ▶



(オ) 家庭向け省エネ診断の取組促進

関係機関と連携し、市民に対して家庭向け省エネルギー診断の受診を促し、行動様式の見直しや省エネ機器の導入などの取組の契機とします。

(カ) 中小事業者向け省エネ診断サービスの実施

中小事業所の省エネを促すため、主に改正省エネ法による報告対象外となる中小規模の事業所を対象に、気軽に利用できる省エネ診断サービスの実施を検討します。

(キ) 直結給水の普及促進

貯水槽を経由せずに給水する直結給水を普及促進していきます。

(ク) 排出ガス対策型建設機械の普及促進

建設工事において国土交通省が指定の排出ガス対策型建設機械を使用するよう普及促進を図ります。

関連する市民・事業者の行動 106～109 ページ参照

基本施策 4.2 環境負荷の少ない交通体系の構築

自動車を利用する市民や事業者一人ひとりに対し、様々なコミュニケーション施策や適切な情報提供、啓発活動により、環境負荷の少ない移動手段の選択や意識の自発的な行動を促します。

また、本市の特徴の一つでもある市内に広がる鉄道網を活かし、近い将来の高齢化社会の到来も見据え、地域や社会のニーズに合わせた公共交通のさらなる利便性向上を図ります。

さらに、公共交通に加え、市域の多くが標高3～20mの大宮台地上に位置する比較的平坦な地形、我が国トップクラスの快晴日数などの恵まれた自然条件を活かし、ハード施策とソフト施策の両面から自転車利用の促進を図ります。

主要施策（1）環境負荷の少ない移動手段の選択に向けた意識啓発の推進【重点施策 9】

（ア）モビリティマネジメントの推進

一人ひとりのモビリティ（移動）の転換を促すため、転入者モビリティマネジメントやエコ通勤の推進といったコミュニケーション施策や適切な情報提供等により「モビリティマネジメント」を市民や事業者等の主体ごとに推進します。

（イ）カーフリーデーの実施

自動車の使い方や交通行動の変容を促すきっかけづくりとして、自動車がない都市空間が体験できるカーフリーデーを、産・学・官・民の協働により実施します。



さいたまカーフリーデー

（ウ）バスや鉄道利用に関する情報提供

バス路線マップやコミュニティバスルートガイドを毎年発行するほか、様々なバスの制度を紹介する冊子の発行により、ICカードや環境定期券など便利な情報を提供し、バスの利用促進を図ります。また、埼玉高速鉄道線の沿線イベントの市広報誌への掲載等、鉄道利用に関する様々な情報提供を行い、鉄道の利用促進を図ります。

関連する市民・事業者の行動 98～99, 111 ページ参照

主要施策（2）自転車利用の促進【重点施策 9】

（ア）サイクル&バスライドの推進

駐輪需要が高い市内バス停近隣に自転車駐車場の設置を促進するなど、自転車とバスの連携について検討し、バスの利便性向上とバス利用の推進を図ります。

（イ）コミュニティサイクル導入の推進

大宮駅周辺などでコミュニティサイクルの導入を検討し、コミュニティサイクルの普及により、放置自転車の削減や都心部での自動車からの転換を促進し、交通渋滞の緩和を図ります。

（ウ）自転車駐車場整備の推進

駅周辺の駐輪需要を勘案し、自転車駐車場などの整備による利便性の向上や、駅前広場、歩道上の放置自転車等の解消を図るなど、駅周辺の良好な環境を保持します。

コミュニティサイクル
社会実験 ▶



(工) 自転車利用環境の向上

自転車ネットワークづくりを進めます。

関連する市民・事業者の行動 98～99 ページ参照

主要施策(3) 公共交通機関の利用促進 【重点施策9】

(ア) コミュニティバス等の地域公共交通の推進

地域のニーズに即した持続可能な公共交通を実現するため、「コミュニティバス等導入ガイドライン」に基づき、地域公共交通会議を設置し、地域住民の発意によるコミュニティバスを含めた新たな交通手段の導入や既存路線の変更などの検討を進めます。



コミュニティバス
(天然ガス自動車)

(イ) バスの利便性向上

補助金の交付等を通じ、バスロケーションシステム、公共車両優先システム(PTPS)、ノンステップバスの導入・普及を促進し、バスの利便性向上を図ります。

(ウ) 公共交通機関の施設における利便性向上の推進

高齢者や障害者等の円滑な移動を支援するため、公共交通機関の施設における移動等円滑化経路の整備やエレベーターの設置、出入り口、乗降場、改札口、トイレ等の利便性向上を図り、自動車から鉄道等の公共交通機関への転換を推進します。

(エ) 鉄道の利便性向上

通勤・通学時など、ピーク時の混雑率緩和を図るため、運行本数の増加をはじめとした鉄道の利便性向上について、鉄道事業者に要請します。

関連する市民・事業者の行動 98 ページ参照

主要施策(4) 環境にやさしい物流システムの推進 【重点施策9】

(ア) 物流の合理化・効率化の推進

貨物輸送において、貨物自動車の積載効率向上や適正な輸送ルートを選択、積載効率の高い営業用貨物自動車への転換を推進します。また、長距離貨物については鉄道の利用など、物流の合理化・効率化を推進します。

(イ) 共同輸配送の推進

各事業者から集荷した複数の荷物を共同センターで集めて仕分けし、行き先別に配送する「共同輸配送システム」を推進します。



さいたま新都心の共同輸配送システム「コラボシャトル便」▶

基本施策 4.3 都市の熱環境改善

見沼田圃をはじめとする農地、自然林等の緑地や、池沼・河川等の水辺は、コンクリートやアスファルトに比べて温度上昇を抑制する機能があります。このため、これらの環境を都市近郊における貴重なクールスポットと位置づけ、都市緑地・水辺の維持・保全、快適空間としての活用の推進を図ります。また、住宅地においても、土地利用規制を活用した緑化推進により、まとまりのある緑地創出を目指します。

主要施策（１）公園・緑地の保全・整備

（ア）（仮称）セントラルパーク整備事業の推進

見沼田圃全体の将来像を見据え、その保全・活用・創造を先導するとともに、市民のオアシスとなる緑の拠点を形成するため、（仮称）セントラルパークの整備を進めます。

（イ）自然緑地の保全・整備

さいたま市みどりの条例に基づき、良好な自然環境を有する樹林地、水辺地などをオープン型の自然緑地として指定し保全するとともに、保存樹の指定拡大を図ります。また、特に貴重な緑地については、公有地化を図ります。

主要施策（２）市街地の緑化の推進

（ア）芝生化の推進

身近な緑を増やすため、公園、学校、公立保育園の芝生化を推進します。また、学校や公立保育園の芝生の管理に当たっては、市民との協働や民間企業からの技術支援など、地域社会との連携による維持管理システムを構築します。

（イ）市有施設の緑化の推進

市有施設の屋上緑化・壁面緑化を推進するとともに、未利用市有地のうち適切な場所の緑地化を実施します。

（ウ）民有地・民間建築物の緑化の推進

民有地や民間建築物の緑化推進を図るため、生け垣設置助成を行うほか、従来の建築物緑化助成事業の助成対象に、道路に接する敷地を緑化する沿道緑化を加え、みどりの街並みづくり助成事業として制度を拡充し、さらに建築物緑化を推進します。

関連する市民・事業者の行動 108～109 ページ参照

4 - 4 重点施策

(1) 重点施策の位置づけとねらい

本市の二酸化炭素排出特性や基礎調査等で把握した課題を踏まえ、削減目標の達成に向け特に重点的に取り組むべき施策を前項で示した施策群の中から抽出し、重点施策として位置づけます。

『さいたま市の強みを活かす』ことを原則とした温室効果ガス排出抑制施策を特に重点的に検討し、メリハリをきかせて実効性を担保します。

(2) 重点施策で定める内容

重点施策については、計画策定後の速やかな初動を促し、実現性を担保することをねらいとして、取組のねらい、具体的な取組や各主体の役割、定量的な達成目標、計画期間におけるスケジュール(ロードマップ)を定めています。

1) 取組のねらい	・ 本市の特性や課題を踏まえ、削減目標の達成に向けて特に重点的に取り組むべき地球温暖化対策として重点施策を定める背景や意義・ねらいを示します。
2) 取組内容及び各主体の役割	・ 重点施策に該当する市の取組(行政施策)のほか、市民や事業者に期待する役割を示します。
3) 達成目標	・ 重点施策の進捗を図る指標として、中期目標年(平成 32 年度)における定量的な達成目標を定め、毎年進捗状況を点検します。 ・ 市が行う行政施策に関する指標のほか、達成目標と連動した効果のCO ₂ 換算量を示します。
4) スケジュール(ロードマップ)	・ 中期的視点から目的の達成に向けたプロセスとその概ねの達成時期を目安として示します。 ・ 平成 32 年度までの計画期間の中間見直しを予定している平成 29 年度までとそれ以降に分けて整理します。
【参考】 重点施策による削減見込量	・ 重点施策による削減見込量は、国が設定した削減対策及び本市の対策による削減見込量を合わせたものです。

(3) 重点施策

本計画における重点施策の一覧を下表に、各重点施策を次ページ以降に示します。

基本方針	基本施策	主要施策	重点施策のテーマ	ねらい・概要	排出部門				
					全体共通	産業	民生家庭	民生業務	運輸
1	1.1	(1)	重点施策1 LEDの導入促進	市有施設等の照明や市内各所の街路灯を、従来の水銀灯や蛍光灯から、維持管理が容易で長寿命・省エネかつ低ランニングコストというメリットがあるLED照明へ転換し、中長期的な電力消費の抑制を図ります。					
1	1.2	(1)	重点施策2 E-KIZUNA Projectの推進	自家用車からの二酸化炭素排出を削減し、持続可能な低炭素社会の実現を図るため、「E-KIZUNA Project」を展開し、電気自動車普及にあたって課題解決に向けての、一連の取組を積極的に推進します。					
1	1.3	(1)	重点施策3 太陽エネルギーの導入促進	太陽エネルギーの導入を推進します。家庭や事業所に対しては初期投資負担が普及の妨げ要因の一つと想定されるため、当面は現在の補助制度を続けつつ、本市に適した太陽光発電導入促進の仕組みを検討します。					
1	1.3	(2)	重点施策4 防災機能強化に向けた再生可能エネルギー導入の促進	災害時に避難場所となる市有施設のエネルギーセキュリティの確保を目的として、太陽光発電を主とした再生可能エネルギーと蓄電機能を兼ねた電気自動車の一體的な導入を進めます。					
2	2.1	(1)	重点施策5 中小事業者の総合的な支援体制の整備・充実	中小事業者が温暖化対策や省エネに取り組む際の課題を改善し、環境負荷の少ない事業活動を促すため、関係機関と連携しながら、事業者の経済的な負担軽減につながる仕組みの構築や制度の活用を進めます。					
3	3.1	(1)	重点施策6 エネルギー量や二酸化炭素排出量の見える化	市民一人ひとりの削減努力の結果を見える化で明らかにすることによって、行動意欲のさらなる高揚や、具体的な取組の推進に繋がります。					
4	4.1	(1)	重点施策7 環境未来都市の実現	本市が目指す「暮らしやすく、活力のある都市として、継続的に成長する『環境未来都市』」の実現に向け、「次世代自動車・スマートエネルギー特区」で定める3つの重点プロジェクトを積極的に推進します。					
4	4.1	(3)	重点施策8 住宅・オフィスの省エネルギー化の促進	ESC <small>エスコー</small> 事業の活用、省エネ法や低炭素まちづくり法などの法規制や各種優遇措置の周知・啓発等を通じて、住宅・オフィスなどの新築・更新に際しての高断熱化や省エネ化、低炭素化を促進します。					
4	4.2	(1) (2) (3) (4)	重点施策9 環境負荷の少ない交通体系の構築	市民や事業者に対し、様々なコミュニケーション施策や適切な情報提供等により、環境負荷の少ない移動手段の選択や意識の自発的な変化を促します。 また、市域の多くが比較的平坦な地形、我が国トップクラスの快晴日数などの恵まれた自然条件を活かし、自転車利用の促進を図ります。					

*：再生可能エネルギーの推進など、全ての排出部門に対して効果が期待される取組を「全体共通」としました。

重点施策 1 . LEDの導入促進

1) 取組のねらい

市有施設等の照明や市内各所の街路灯を、従来の水銀灯や蛍光灯から、維持管理が容易で長寿命・省エネかつ低ランニングコストというメリットがあるLED照明へ転換し、中長期的な電力消費の抑制を図ります。

本市では、これまでさいたま新都心駅東西自由通路の照明や商店街の街路灯のLED化などに取り組んできました。今後も市有施設や街路灯のLED化を積極的に進めるとともに、家庭や中小事業者への省エネ診断サービス等を通じて、市民・事業者にもLED照明の導入を呼びかけ、民生部門の二酸化炭素削減に努めます。

2) 取組内容及び各主体の役割

市	<p>市有施設におけるLED照明等省エネ機器の導入推進 学校や公園を含む市有施設において、LED照明等の省エネ機器の導入を推進します。</p> <p>街路灯のLED化促進 市が設置する街路灯を対象に、LED化を推進します。</p> <p>商店街の街路灯のLED化促進 商店街が行うLED街路灯の新設、既存の街路灯のLED化（ランプ交換、灯具等の改修）について補助をします。</p>
市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭の照明を、白熱電球から蛍光灯やLED照明に交換します。 ● 各自治会において、所有・管理する防犯灯のLED化を検討します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 工場・事業所等の照明のLED化を検討します。

3) 達成目標

指標	2011年度まで (平成23年度まで)	中期目標 2020年度 (平成32年度)	CO ₂ 換算量 (t-CO ₂)
市有施設のLED化 ^{注1)} (導入市有施設数)【累計】	6施設 ^{注2)}	28施設	638
LED街路灯数 (市有施設)【累計】	7,377灯 ^{注2)}	32,000灯	

CO₂換算量は、基準年度である2009(平成21)年度よりも後に導入された対策による効果をCO₂削減量として換算したものです。

注1) エネルギー削減効率の高い市有施設のうち80施設をLED化の対象としました。

注2) 2009(平成21)～2011(平成23)年度の累計です。

4) スケジュール(ロードマップ)

市の取組	現在～2017(平成29年度)	～中期目標2020(平成32年度)
市有施設におけるLED照明等省エネ機器の導入推進	計画的なLED化	効果の検証
		さらなる推進
街路灯のLED化促進	計画的なLED化	効果の検証
		さらなる推進

【参考】重点施策による削減見込量

重点施策による削減見込量は、国が設定した削減対策及び本市の対策による削減見込量を合わせたものです。

削減見込量	3万t-CO ₂
主な削減見込量の考え方	市が設置する街路灯を対象にLED化を推進し、街路灯の約3.2万灯(街路灯の約7割)にLED街路灯が導入されることなどにより、商店街の街路灯や防犯灯にも普及し、さらには、家庭や工場・事務所の照明もLED照明が展開することを想定しています。

53ページ“3) 達成目標”のCO₂削減見込量を含む

重点施策 2 . E-KIZUNA Project(イーキズナプロジェクト)の推進

1) 取組のねらい

自家用車からの二酸化炭素排出を削減し、持続可能な低炭素社会の実現を図るため、本市では電気自動車普及のためのプロジェクト「E-KIZUNA Project」を展開しています。電気自動車普及にあたっての課題解決に向けて、充電セーフティネットの構築、需要創出とインセンティブの付与、地域密着型の啓発活動の3つを基本方針として、一連の取組を積極的に推進し、市民・事業者への電気自動車普及を図ります。

2) 取組内容及び各主体の役割

市	<p><u>公共施設・商業施設等の充電施設の整備</u></p> <p>充電セーフティネットの構築を推進するため、商業施設等民間企業による充電施設の整備を働きかけます。また、充電施設の整備や運営に係るコストの負担軽減について、県内外の自治体や事業者と連携して推進します。</p> <p><u>電気自動車用充電施設整備補助制度</u></p> <p>一般の電気自動車ユーザーに開放することなどを条件に、電気自動車用充電施設を整備する方に対して補助金を交付します。</p> <p><u>広域的な都市間ネットワークの構築</u></p> <p>E-KIZUNAサミットに参画した各自治体と連携して、充電施設の「都市間ネットワーク」を構築し、電気自動車を安心して、快適に使用できる低炭素社会を実現します。また、関係する事業者との連携により実証実験を行うなど、充電インフラネットワークの整備等について推進します。</p> <p><u>電気自動車普及促進対策補助制度</u></p> <p>電気自動車を導入する事業者や個人に対して補助金を交付します。</p> <p><u>事業用自動車への電気自動車導入促進・公用車への電気自動車の率先導入</u></p> <p>自動車を使用する事業者を対象に、電気自動車の導入を働きかけます。(営業車、レンタカー、タクシー等)また、公用車について、電気自動車を積極的に導入していきます。</p>
市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 電気自動車を含む次世代自動車への理解を深め、自動車を購入・更新する際は、各種支援制度の活用を含め次世代自動車の選択に努めます。 ● 特に、自動車利用機会の少ない市民は、電気自動車のカーシェアリングの利用を検討します。 ● レンタカーを利用する際は、電気自動車などエコカーを検討します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 大型商業施設や大規模な駐車場を有する事業者等は、電気自動車充電施設の設置を検討します。 ● リースやレンタカーなどで自動車を利用する際は、電気自動車などエコカーを検討します。 ● 自動車の購入・更新時に、電気自動車等の次世代自動車の導入を検討します。

3) 達成目標

指標	2011年度まで (平成23年度まで)	中期目標 2020年度 (平成32年度)	CO ₂ 換算量 (t-CO ₂)
次世代自動車の 普及台数(累計)	20,080台	87,000台	58,066
公用車への次世代自動 車導入率	49.3%	100%	

CO₂換算量は、基準年度である2009(平成21)年度よりも後に導入された対策による効果をCO₂削減量として換算したものです。

4) スケジュール(ロードマップ)

市の取組	現在～2017(平成29年度)	～中期目標2020(平成32年度)
公共施設・商業施設等の 充電施設の整備	充電セーフティネットの構築	普及拡大
電気自動車用充電施設整 備補助制度	充電セーフティネットの構築	普及拡大
広域的な都市間ネット ワークの構築	地域密着型の啓発活動	普及拡大
電気自動車普及促進対策 補助制度	需要創出とインセンティブの付与	普及拡大
事業用自動車への電気自 動車導入促進・公用車へ の電気自動車の率先導入	需要創出とインセンティブの付与	普及拡大

【参考】重点施策による削減見込量

重点施策による削減見込量は、国が設定した削減対策及び本市の対策による削減見込量を合わせたものです。

削減見込量	6万t-CO ₂
主な削減見込量の考え方	電気自動車に対する優遇措置や充電設備の整備、公用車への導入推進などにより、市内に次世代自動車が約9万台(市内自動車台数の約17%)導入されると想定しています。

“3) 達成目標”のCO₂削減見込量を含む

重点施策 3 . 太陽エネルギーの導入促進

1) 取組のねらい

東日本大震災以降のエネルギー源の多様化・分散化の動きや、平成 24 年 7 月より開始された再生可能エネルギー固定価格買取制度を契機として、再生可能エネルギーの導入に向けた動きが活発になっています。

特に本市は快晴日数が多い地域であることから、太陽エネルギーの導入を積極的に推進します。また、大出力の太陽光発電システムの導入を図ります。

家庭や事業所に対しては初期投資負担が普及の妨げ要因の一つと想定されるため、当面は現在の補助制度を続けつつ、本市に適した太陽エネルギー導入促進の仕組みを検討します。

2) 取組内容及び各主体の役割

市	<p><u>市有施設への率先導入</u> 市有施設への太陽光発電設備の設置を推進します。また、屋根貸し制度などによる初期費用負担を抑える事業手法を検討します。</p> <p><u>家庭の初期投資負担を軽減する仕組みの検討</u> 太陽光発電設備 + 太陽熱利用システムの一括購入や補助金など、家庭の初期投資負担を軽減する仕組みを検討することで、住宅への太陽エネルギーの更なる導入拡大を図ります。</p> <p><u>市民出資による太陽光発電所の設置促進</u> 市民やNPO、市民団体等が共同で出資して太陽光発電設備等の発電施設を設置する市民参加型の共同発電事業に対する支援を検討します。</p> <p><u>再生可能エネルギー等の導入・利用に関する相談窓口の設置</u> 再生可能エネルギーや未利用エネルギーの導入・利用に際して気軽に相談できる窓口の設置及び対応範囲の拡大・充実を図ります。</p> <p><u>開発に際しての太陽光発電の導入誘導</u> 市街地開発事業に際し、太陽光エネルギーシステムの導入を検討します。</p> <p><u>市有地を活用した大規模太陽光発電所の検討</u> 市が所有する未利用地等を活用したメガワットソーラー等大規模太陽光発電所の建設について、その事業化手法を含めて検討します。</p>
市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 国や県・市の補助金活用を含め、住宅への太陽光発電の設置を検討します。 ● 太陽光発電等を設置している家庭では、毎日の発電量や売電量、節約効果などに関心を持ち、効果を高めるように努力します。 ● 新たな太陽光発電所設置等に対し、出資等による事業参加を検討します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 工場・事業所等への太陽光発電などの設置を検討します。 ● 新たな太陽光発電所設置等に対し、出資等による事業参加を検討します。

3) 達成目標

指標	2011年度まで (平成23年度まで)	中期目標 2020年度 (平成32年度)	CO ₂ 換算量 (t-CO ₂)
住宅用太陽光発電設備 整備の補助件数(件)と 発電容量(kW)[累計]	2,826件・ 10,558.81kW ^{注)}	16,000件・ 65,000kW	24,376
市有地を活用した大規模 太陽光発電施設数と発 電容量(MW)		2か所・ 2MW	

CO₂換算量は、基準年度である2009(平成21)年度よりも後に導入された対策による効果をCO₂削減量として換算したものです。

注) 2009(平成21)～2011(平成23)年度の累計です。

4) スケジュール(ロードマップ)

市の取組	現在～2017(平成29年度)	～中期目標2020(平成32年度)
市有施設への率先導入	計画的な導入	民間資金を活用した導入の仕組の検討 実施
家庭の初期投資負担を軽減する仕組の検討	事例研究 制度設計	制度の実施 家庭への導入拡大
市民出資による太陽光発電所の設置促進	事例研究 制度設計	制度の実施 共同発電所の拡大
再生可能エネルギー等の導入・利用に関する相談窓口の設置	設置・受付開始 相談者の拡大 窓口の認識度向上	さらなる普及を目指した対応サービスの充実
開発に際しての太陽光発電の導入誘導	制度設計 制度の適用推進	制度の見直し、さらなる適用推進
市有地を活用した大規模太陽光発電施設の検討	計画的な導入 事例研究 手法の検討	事業化の促進

【参考】重点施策による削減見込量

重点施策による削減見込量は、国が設定した削減対策及び本市の対策による削減見込量を合わせたものです。

削減見込量	16万t-CO ₂
主な削減見込量の考え方	初期費用負担を軽減する仕組等が整備され、太陽光発電の設置拡大が進み、住宅用太陽光発電が約50,000戸(戸建の4戸に1戸)設置されると想定しています。

“3) 達成目標”のCO₂削減見込量を含む

重点施策 4 . 防災機能強化に向けた再生可能エネルギー導入の促進

1) 取組のねらい

東日本大震災以降、防災拠点機能の強化が本市においても喫緊の課題となっています。災害時に避難場所となる小中学校を中心とした市有施設等の防災拠点のエネルギーセキュリティの確保を目的として、太陽光発電を主とした再生可能エネルギーや蓄電機能を兼ねた電気自動車の一体的な導入を進めます。

2) 取組内容及び各主体の役割

市	<p><u>災害時の自立性確保に向けた蓄電設備を含む太陽光発電等の導入推進</u></p> <p>災害時の防災・避難拠点となる小中学校を中心とした市有施設に、災害時のエネルギーセキュリティを確保するために再生可能エネルギー(主に太陽光発電)、省エネルギー・高効率機器、蓄電設備等の総合的な導入について検討します。</p> <p><u>公民館施設リフレッシュ事業</u></p> <p>老朽化した公民館の大規模改修にあわせて、屋上・外壁に遮熱塗料の塗布や太陽光パネル等の設置を進めるとともに、老朽化した空調機器を消費エネルギーの少ないものに更新することで環境負荷の少ない公民館整備を行います。</p> <p><u>民間商業施設との協定によるエネルギーセキュリティの強化</u></p> <p>災害時に電力供給を行う仕組として、コンビニエンスストア等の民間商業施設と協定を結び、商業施設への太陽光発電設備の導入を進めます。民間商業施設の太陽光発電設備設置に対し市が補助を実施するかわりに、災害時は太陽光発電電力を近隣の市民や帰宅困難者が使用できるよう事業者と市が連携した取組を進めます。</p>
市民	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーや蓄電設備等の導入により、災害時でもエネルギーを確保することを検討します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 災害時のエネルギーを確保するため、再生可能エネルギーや蓄電設備等の導入を計画的に進めます。

3) 達成目標

指標	2011年度まで (平成23年度まで)	中期目標 2020年度 (平成32年度)	CO ₂ 換算量 (t-CO ₂)
防災拠点機能の整備された公共施設数と再生可能エネルギー導入量【累計】 ^{注)}	20施設・ 353kW	215施設・ 3,400kW	1,254

CO₂換算量は、基準年度である2009(平成21)年度よりも後に導入された対策による効果をCO₂削減量として換算したものです。

注) 避難場所のうち太陽光発電設備の設置の可能性が高いと想定される215施設を対象としています。

4) スケジュール(ロードマップ)

市の取組	現在～2017(平成29年度)	～中期目標2020(平成32年度)
災害時の自立性確保に向けた蓄電設備を含む太陽光発電等の導入推進	計画的な導入・整備	
公民館施設リフレッシュ事業		防災拠点機能強化に向けた見直し、整備充実 計画的な導入・整備
民間商業施設との協定によるエネルギーセキュリティの強化	取組手法の具体化	防災拠点機能強化に向けた見直し、整備充実 制度の実施 適用拡大

【参考】重点施策による削減見込量(再掲)

重点施策による削減見込量は、国が設定した削減対策及び本市の対策による削減見込量を合わせたものです。

削減見込量	16万t-CO ₂
主な削減見込量の考え方	初期費用負担を軽減する仕組等が整備され、太陽光発電の設置拡大が進み、住宅用太陽光発電が約50,000戸(戸建の4戸に1戸設置されると想定しています)。

59 ページ “ 3) 達成目標 ” のCO₂削減見込量を含む

重点施策 5 . 中小事業者の総合的な支援体制の整備・充実

1) 取組のねらい

本市では多くの中小事業者が事業活動を営んでいますが、中小事業者が温暖化対策や省エネに取り組む際、最も課題となるのは仕組の整備や機器・設備導入などに関する経済的な問題です。

こうした課題を改善し、環境負荷の少ない事業活動を促すため、関係機関と連携しながら、事業者の経済的な負担軽減につながるような仕組の構築や制度の活用などを進めます。

2) 取組内容及び各主体の役割

市	<p><u>中小事業者の取組を促す総合的な支援制度の拡充</u></p> <p>現在実施中の「環境負荷低減計画制度」や今後検討する「経済的インセンティブ」などの市独自の施策と、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（省エネ法）や新たに始まる国内クレジット制度などの国の制度を合理的に組み合わせ、中小事業者に対して過剰な負担を強いることがなく、かつ取組促進のインセンティブが働くような市独自の仕組を検討します。</p> <p><u>1) 環境負荷低減計画制度の適切な運用</u></p> <p>一定規模以上の事業者温室効果ガス排出量を含む環境負荷の現況報告及び環境負荷低減計画の提出を求める「環境負荷低減計画制度」の運用を通じて、事業活動における点検と改善を通じた環境経営を促します。</p> <p><u>2) 経済的なインセンティブの検討</u></p> <p>公共事業における環境マネジメントシステムに取り組む企業の加点評価制度など、関係機関と連携し中小事業者の努力が経済的なインセンティブに繋がる持続可能な仕組を検討します。また、太陽光発電設備の設置や省エネルギー設備への更新など、積極的に地球温暖化対策に取り組む市内事業者に、必要な資金を長期かつ低金利で融資する制度を検討します。</p> <p><u>3) 国内クレジット制度等の活用促進</u></p> <p>平成 25 年度より開始予定の新たな国内クレジット制度の取組促進に向け、関係機関と連携し情報提供や先進事例の紹介などを行います。</p> <p><u>EMSの普及促進</u></p> <p>さいたま商工会議所やさいたま市産業創造財団等の関係機関と連携し、講習会の開催や情報提供、アドバイザーの紹介等を通じて、中小事業者に対してISOやエコアクション2.1等の環境マネジメントシステム（EMS）の普及を促進します。</p>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 市や関係機関が実施する各種支援制度（融資制度、講習会等）を活用するなどし、事業活動における省エネや温室効果ガス排出抑制に努めます。 ● 省エネ法や温対法など、法規制の改正動向を市からの情報提供等を通じて適切に把握し、適切に対応します。

3) 達成目標

指標	2011年度まで (平成23年度まで)	中期目標 2020年度 (平成32年度)	CO ₂ 換算量 (t-CO ₂)
環境負荷低減計画の 提出者数【累計】	208件	1,400件	85,353
経済的なインセン ティブの検討	-	制度設立	

CO₂換算量は、基準年度である2009(平成21)年度よりも後に導入された対策による効果をCO₂削減量として換算したものです。

4) スケジュール(ロードマップ)

市の取組	現在～2017(平成29年度)	～中期目標2020(平成32年度)
環境負荷低減計画制度の 適切な運用	制度の着実な運用 効果の検証・改善	取組水準の高度化、取組拡大
経済的なインセンティブ の検討	インセンティブの検討 試行、改善	インセンティブ付与を通じた取組促進
国内クレジット制度等の 活用促進	先進事例の紹介等による取組促進 効果の検証	取組水準の高度化、実効性の向上
EMSの普及促進	EMSの普及促進 効果の検証	取組水準の高度化、実効性の向上

【参考】重点施策による削減見込量

削減見込量	9万t-CO ₂
主な削減見込量の考え方	環境負荷低減計画制度の運用により、事業者から1,400件の計画書が提出され温室効果ガスが削減されると想定しています。

“3) 達成目標”のCO₂削減見込量を含む

重点施策 6 . エネルギー量や二酸化炭素排出量の見える化

1) 取組のねらい

顕著な増加傾向にある民生家庭部門の排出量を増加から減少へと転換するためには、一人ひとりが現状を正しく把握・認識し、それぞれの生活様式や行動習慣に合った適切な対策を講じることが重要です。

エネルギーの使用状況や二酸化炭素の排出量をリアルタイムで使用者に伝える「見える化」によって、いつ、どこで、どれだけエネルギーを使用し、どこを削減できるか「気づき」、エネルギー使用を削減する「行動」へとつなげます。さらに、市民一人ひとりの削減努力の結果を見える化で明らかにすることによって、エネルギーや二酸化炭素のさらなる削減や、具体的な取組の推進に繋がります。

2) 取組内容及び各主体の役割

市	<p><u>省エネナビモニターの拡大</u></p> <p>省エネナビのモニター制度を通じて、生活の中で消費しているエネルギー使用状況を「見える化」し、省エネルギーの取組意欲の向上を図ります。</p> <p><u>スマートメーターやHEMS等の導入促進</u></p> <p>情報提供等を通じ、スマートメーター（次世代電力計）や家電の電力使用を集中管理する「HEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）」、事務所等のビルの照明や空調の最適運転を行う「BEMS（ビルエネルギーマネジメントシステム）」の導入を促進します。</p> <p><u>環境家計簿の取組促進</u></p> <p>家庭におけるエネルギー消費や二酸化炭素排出状況を把握し、省エネ行動等に繋げることを目的として、環境家計簿の取組を促します。</p>
市民	<ul style="list-style-type: none"> ● スマートメーターやHEMSの導入を検討します。 ● 環境家計簿をつけるなど、エネルギーの使用状況を把握し、省エネにつながる対策を実施します。 ● 周囲の知人や友人に環境家計簿等の取組を勧め、取組の輪を地域全体に広げます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● BEMSの導入による大幅な省エネ対策を検討します。 ● エネルギー使用量を把握し、従業員に周知するなど、事業所全体で省エネ意識を高めます。 ● エアコン設定やこまめな消灯など、事業所における省エネ対策を徹底します。

3) 達成目標

指標	2011年度まで (平成23年度まで)	中期目標2020年度 (平成32年度)	CO ₂ 換算量 (t-CO ₂)
省エネナビ、スマートメーター、HEMS など「見える化」機器の導入件数【累計】	2,914 件	17,000 件	2,725

CO₂換算量は、基準年度である2009(平成21)年度よりも後に導入された対策による効果をCO₂削減量として換算したものです。

4) スケジュール(ロードマップ)

市の取組	現在～2017(平成29年度)	～中期目標2020(平成32年度)
省エネナビモニターの拡大	モニター拡大、取組効果のモニタリング 効果の検証・改善	取組水準の高度化
スマートメーターやHEMS等の導入促進	情報提供等を通じた早期導入の促進 スマートメーターへの切り替え	計画的・合理的な省エネの実施
環境家計簿の取組促進	取組の周知・PR、取組世帯の拡大 効果の検証・改善	取組水準の高度化

【参考】重点施策による削減見込量

重点施策による削減見込量は、国が設定した削減対策及び本市の対策による削減見込量を合わせたものです。

削減見込量	6万t-CO ₂
主な削減見込量の考え方	省エネナビモニター制度やスマートメーター、HEMS等の導入を促進することにより、計測、制御システムが、約400,000軒(住宅数の約8割)に導入されると想定しています。

“3) 達成目標”のCO₂削減見込量を含む

重点施策 7 . 環境未来都市の実現

1) 取組のねらい

本市が目指す「暮らしやすく、活力のある都市として、継続的に成長する『環境未来都市』」の実現に向け、国に認定された「次世代自動車・スマートエネルギー特区」で定める3つの重点プロジェクトを地球温暖化対策の観点からも、市民や事業者の参加、協力を得ながら積極的に推進します。

2) 取組内容及び各主体の役割

市	<p><u>スマートホーム・コミュニティの普及</u></p> <p>太陽光発電や燃料電池等の設置と電気自動車を活用した蓄電の組合せ、さらにHEMSによるエネルギー管理により、エネルギーを効率的に使用するスマートホームの普及を促進します。また、エネルギーマネジメントシステムにより、地域で創ったエネルギーを地域で共有する仕組みを構築し、電気自動車を活用した電力輸送ネットワークを構築し、発電電力の利用拡大を図ります。</p> <p><u>ハイパーエネルギーステーションの普及</u></p> <p>ガソリン、軽油、天然ガス、電気を災害時も含めて供給できるハイパーエネルギーステーションと、さらに水素も供給できるハイパーエネルギーステーションを整備します。</p> <p><u>低炭素型パーソナルモビリティの普及</u></p> <p>中・近距離の移動について自動車利用による環境負荷を減らすため、環境にやさしく、誰もが自由に移動でき、安全で利便性にすぐれた低炭素型パーソナルモビリティの普及を図ります。</p>
市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅を新築・更新する際は、「スマートホーム」の取組を参考に、HEMSや太陽光発電、燃料電池等の設置、電気自動車を活用した蓄電などを検討します。 ● 住まいの近くにあるハイパーエネルギーステーションを利用します。 ● 中・近距離の移動では自動車の利用を控え、用途や周辺環境に応じて自転車や低炭素型パーソナルモビリティを利用します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● BEMSや太陽光発電、燃料電池等の設置、電気自動車を活用した蓄電などを検討します。 ● 事業所の近くにあるハイパーエネルギーステーションを利用します。 ● 中・近距離の移動では自動車の利用を控え、用途や周辺環境に応じて自転車や低炭素型パーソナルモビリティを利用します。

3) 達成目標

指標	2011年度まで (平成23年度まで)	中期目標 2020年度 (平成32年度)	CO ₂ 換算量 (t-CO ₂)
スマートホーム・コミュニティの数 【累計】		1箇所 (スマートホーム100戸程度)	300
ハイパーエネルギー ステーション普及箇所数 【累計】		ハイパーエネルギーステーションS: 4箇所 ハイパーエネルギーステーション: 96箇所	
低炭素型パーソナルモビリティの普及台数【累計】		50台	

CO₂換算量は、基準年度である2009(平成21)年度よりも後に導入された対策による効果をCO₂削減量として換算したものです。

4) スケジュール(ロードマップ)

市の取組	現在～2017(平成29年度)	～中期目標2020(平成32年度)
スマートホーム・コミュニティの普及	スマートホーム・コミュニティ実証実験 効果の検証・改善	普及拡大
ハイパーエネルギーステーションの普及	充電インフラの整備	普及拡大
	調査・検討 水素ステーションの整備	普及拡大
	調査・検討 燃料電池自動車の導入	普及拡大
低炭素型パーソナルモビリティの普及	研究・開発 製品化	普及拡大

【参考】重点施策による削減見込量

削減見込量	0.03万t-CO ₂
主な削減見込量の考え方	太陽光発電や燃料電池により発電した電力をEVや蓄電池を活用して効率的に使用するスマートホーム100戸程度のコミュニティが構築されると想定しています。

“3) 達成目標”のCO₂削減見込量を含む

重点施策 8 . 住宅・オフィスの省エネルギー化の促進

1) 取組のねらい

住宅やオフィス等、建物の高断熱化や省エネ化は、建物利用による二酸化炭素排出を中長年にわたって抑制することにつながる対策です。

ESCO事業の活用、省エネ法や低炭素まちづくり法などの法規制や各種優遇措置の周知・啓発等を通じて、住宅など建物の新築・更新に際しての高断熱化や省エネ化を促進します。

2) 取組内容及び各主体の役割

市	<p><u>ESCO事業の推進</u> コストをかけずに省エネルギー機器やシステムを導入すること等によって、既設の工場やビルの省エネルギーを実現するESCO事業の効果を周知するなどして、公共施設や事業所において取組を促進します。</p> <p><u>長期優良住宅等の普及促進</u> 長期優良住宅建築等計画や低炭素建築物新築等計画の認定及び省エネ法に基づく省エネ措置等を通じて、環境性能に優れた建築物や世代を超えて引き継ぐことができる長寿命で質の高い住宅の普及を図ります。</p> <p><u>省エネ改修に対するインセンティブの付与</u> 住宅の高断熱化などの省エネ改修工事を実施した既存住宅や省エネルギーに配慮した新築住宅について、認定制度を設立し、インセンティブ付与を検討します。</p> <p><u>家庭向け省エネ診断の取組促進</u> 関係機関と連携し、市民に対して家庭向け省エネルギー診断の受診を促し、行動様式の見直しや省エネ機器の導入などの取組の契機とします。</p> <p><u>中小事業者向け省エネ診断サービスの実施</u> 中小事業所の省エネを促すため、主に改正省エネ法による報告対象外となる中小規模の事業所を対象に、気軽に利用できる省エネ診断サービスの実施を検討します。</p>
市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅やオフィスなどを新築・更新する際は、高断熱化、長寿命化等による各種優遇措置の適用を検討するなどし、環境負荷の少ない住宅・建物とします。 ● 省エネ改修工事などのメンテナンスを行い、長く住み続けることを検討します。 ● 省エネ診断の受診などを通じて、住宅の省エネ化を図ります。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 工場・事業所を新築・更新する際は、高断熱化等による各種優遇措置の適用を検討するなどし、環境負荷の少ない建物とします。 ● 住宅・オフィス等の販売・建設等に関わる事業者は、高断熱化、長寿命化等による各種優遇措置メニューを顧客に紹介するなどし、環境負荷の少ない住宅・建物の普及に努めます。 ● 省エネ改修工事などのメンテナンスを行い、エネルギー性能の大幅な向上を図ります。 ● 省エネ診断を積極的に受診し、建物の省エネ化を図ります。

3) 達成目標

指標	2011年度まで (平成23年度まで)	中期目標 2020年度 (平成32年度)	t-CO ₂ 換算量 (t-CO ₂)
ESCO 事業導入実績数と 二酸化炭素削減量【累計】	1施設 (年間約 300tCO ₂ 削減)	2施設 (年間約 1,100tCO ₂ 削減)	800

CO₂換算量は、基準年度である2009(平成21)年度よりも後に導入された対策による効果をCO₂削減量として換算したものです。

4) スケジュール(ロードマップ)

市の取組	現在～2017(平成29年度)	～中期目標2020(平成32年度)
ESCO 事業の推進	<p>→ 制度のPR、認知度向上</p> <p>→ 制度の効果検証、運用改善</p>	<p>→ さらなる取組促進</p>
長期優良住宅等の普及促進	<p>→ 制度のPR、認知度向上</p>	
省エネ改修に対するインセンティブの付与	<p>→ 制度の検討・設立</p>	<p>→ 制度の設立・運用 インセンティブの付与</p>
家庭向け省エネ診断の取組促進	<p>→ 関係機関と連携した取組促進</p> <p>→ 制度の効果検証、運用改善</p>	<p>→ さらなる取組促進</p>
中小事業者向け省エネ診断サービスの実施	<p>→ 事業化</p> <p>→ 取組促進</p> <p>→ 制度の効果検証、運用改善</p>	<p>→ さらなる取組促進</p>

【参考】重点施策による削減見込量

重点施策による削減見込量は、国が設定した削減対策及び本市の対策による削減見込量を合わせたものです。

削減見込量	0.5万t-CO ₂
主な削減見込量の考え方	環境性能に優れた住宅の普及促進や省エネ改修工事に対するインセンティブの付与などにより、環境性能に優れ、長寿命で質の高い住宅の普及が図られると想定しています。

“3) 達成目標”のCO₂削減見込量を含む

重点施策 9 . 環境負荷の少ない交通体系の構築

1) 取組のねらい

自動車を利用する市民や事業者一人ひとりに対し、様々なコミュニケーション施策や適切な情報提供、啓発活動により、環境負荷の少ない移動手段の選択や意識の自発的变化を促します。

また、公共交通に加え、市域の多くが標高3～20mの大宮台地上に位置する比較的平坦な地形、我が国トップクラスの快晴日数などの恵まれた自然条件を活かし、ハード施策とソフト施策の両面から自転車利用の促進を図ります。

2) 取組内容及び各主体の役割

市	<p>(環境負荷の少ない移動手段の選択に向けた意識啓発の推進)</p> <p><u>モビリティマネジメントの推進</u> 一人ひとりのモビリティ(移動)の転換を促すため、コミュニケーション施策や適切な情報提供等による「モビリティマネジメント」を市民や事業者等の主体ごとに推進します。</p> <p><u>カーフリーデーの実施</u> 自動車の使い方や交通行動の変容を促すきっかけづくりとして、自動車がないう都市空間を体験するカーフリーデーを、産学官民の協働により実施します。</p> <p><u>バスや鉄道利用に関する情報提供</u> バス路線マップやコミュニティバスルートガイドを毎年発行するほか、様々なバスの制度を紹介する冊子の発行により、定期券の持ち主と家族の土曜・休日バス料金が安くなる環境定期券やICカードなどの便利な情報を提供し、バスの利用促進を図ります。また、埼玉高速鉄道線の沿線イベントの市広報誌への掲載等、鉄道利用に関する様々な情報提供を行い、鉄道の利用促進を図ります。</p> <p>(自転車利用の促進)</p> <p><u>サイクル&バスライドの推進</u> 駐輪需要が高い市内バス停近隣に自転車駐車場の設置を促進するなど、自転車とバスの連携について検討し、バスの利便性向上とバス利用の推進を図ります。</p> <p><u>コミュニティサイクル導入の推進</u> 大宮駅周辺などでコミュニティサイクルの導入を検討し、コミュニティサイクルの普及により、放置自転車の削減や都心部での自動車からの転換を促進し、交通渋滞の緩和を図ります。</p> <p><u>自転車駐車場整備の推進</u> 駅周辺の駐輪需要を勘案し、自転車駐車場などの整備による利便性の向上や、駅前広場、歩道上の放置自転車等の解消を図るなど、駅周辺の良好な環境を保持します。</p> <p><u>自転車利用環境の向上</u> 自転車ネットワークづくりを進めます。</p>
市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 自動車利用に伴う環境負荷について理解を深めます。 ● 通勤や買い物等で市内を移動する際は、自家用車から公共交通機関や自転車へ転換を検討し、実践します。 ● 自転車を利用する際は、交通ルールの順守はもとより、駐輪マナーや走行マナーを守り、交通安全に留意して運転します。

事業者

- 通勤時の公共交通機関や自転車の利用を奨励します。
- 事業活動における市内の短距離移動や鉄道駅へのアクセス等に際しては、自動車利用を控え、徒歩・自転車や公共交通機関の利用に努めます。
- 従業員がエコ通勤を実践しやすいような就業環境、通勤環境の工夫を検討します。(通勤手当の見直し、駐輪スペースの確保、シャトルバス等)

3) 達成目標

指標	2011年度まで (平成23年度まで)	中期目標 2020年度 (平成32年度)	CO ₂ 換算量 (t-CO ₂)
エコ通勤参加企業数 【累計】	13事業所	23事業所	54

CO₂換算量は、基準年度である2009(平成21)年度よりも後に導入された対策による効果をCO₂削減量として換算したものです。

4) スケジュール(ロードマップ)

市の取組	現在～2017(平成29年度)	～中期目標2020(平成32年度)
モビリティマネジメントの推進	施策検討・実施	
カーフリーデーの実施	継続的実施	
バスや鉄道利用に関する情報提供	コミュニティバスと路線バスの乗り継ぎについて、バス車内へのコミュニティバス時刻表の掲載	
サイクル&バスライドの推進	西区他5箇所の整備促進	順次拡大について検討
コミュニティサイクル導入の推進	大宮駅周辺地区での導入	他地域への拡大について検討・導入
自転車駐車場整備の推進	需要調査・検討	整備・改善
自転車利用環境の向上	自転車ネットワークづくり	

【参考】重点施策による削減見込量

削減見込量	4万t-CO ₂
主な削減見込量の考え方	環境負荷の少ない交通体系の構築により、エコ通勤参加企業が23事業所程度に増加すると共に乗用車の利用率が低下すると想定しています。

“3) 達成目標”のCO₂削減見込量を含む